

新小山市民病院公式 LINE 運用方針

新小山市民病院 LINE 公式アカウント運用方針（令和 2 年 8 月制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 SNS として広く普及している LINE を広報媒体として利用し、新小山市民病院（以下、「当院」）の情報を広く伝えるため、地方独立行政法人新小山市民病院ソーシャルメディア利用管理規程（令和 6 年規程第 7 号）第 7 条の規定に基づき、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

（適用の範囲）

第 2 条 この運用方針は、当院公式 LINE（以下、「本 LINE」）を運用する全ての者に適用する。

（管理）

第 3 条 本 LINE のアカウントの管理は、事務部総務課にて行う。

（アカウント名）

第 4 条 本 LINE のアカウント名は、新小山市民病院（ID: shin-oyama）とする。

（投稿者）

第 5 条 投稿者は、事務部総務課及び人事課とする。

（投稿内容）

第 6 条 本 LINE の投稿内容は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 病院まつりや糖尿病教室等、市民向けイベントの案内
- （2） 医療職等職員の確保に係る採用情報
- （3） 病院職員の日常的な取り組みや、共済会等のイベントの様子
- （4） 面会制限、院内の工事等、患者、患者家族に関わる情報
- （5） その他事務部長が適当と認めた情報

（投稿時間）

第 7 条 原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし緊急の場合は土日祝日においても行うものとする。

(意思決定)

第 8 条 投稿する際は、事務部長の決裁を得て行う。

(友達登録、返信の制限)

第 9 条 LINE の友達登録は、原則行わないこととする。

2 投稿した記事にコメントがついた場合、原則返信は行わないこととする。

(遵守事項)

第 10 条 この運用方針のほか、地方独立行政法人新小山市民病院ソーシャルメディア運用管理規程を遵守するものとする。

附則

この運用方針は、令和 7 年 1 月 10 日から施行する。